

ご自身で手続きを行っていただくもの

■不動産（土地・建物）登記関係

不動産登記記録の所有者等の住所について、下記のとおり変更登記の手続きをしてください。表頭部の所在・地番・家屋番号欄は法務局にて書きかえます。

所有者等の住所変更手続きに関する登録免許税は、住所地の区役所（支所）で発行する住所変更証明書（P1 参照）の添付により免除されます。

ことから	手続き・必要書類	担当窓口・連絡先
土地登記記録、建物登記記録の ・所有者の住所 ・抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者の住所	売買、相続、抵当権設定等の際に住所変更登記が必要になります。お早めの手続きをお勧めします。 1 登記申請書 ⇒記載例 P.9～10 2 住所変更証明書 (登記名義人の氏名の記載があるものに限る) 3 委任状(代理人申請の場合) ⇒記載例 P.11 4 印鑑(認印でも可) ※法人の場合の手続きは、冊子「会社等法人の変更登記について」をご参照ください。 ※土地区画整理地区内の不動産については、換地処分の登記が完了するまで登記事務が停止され、その間は手続きができませんのでご注意ください。	不動産の所在地を管轄する法務局 名古屋法務局 本局 ☎952-8070 中区三の丸二丁目2番1号 地下鉄名城線「名古屋城」駅下車、5番出口徒歩2分(管轄) 千種区・東区・北区・西区・中村区・中区・昭和区 熱田出張所 ☎671-5221 熱田区神宮四丁目8番40号 地下鉄名城線「熱田神宮伝馬町」駅下車、2番出口徒歩5分(管轄) 熱田区・中川区・港区・南区・瑞穂区・緑区 名東出張所 ☎703-2322 名東区社が丘四丁目201番地 地下鉄東山線「本郷」駅下車、徒歩13分(管轄)守山区・名東区・天白区 ※登記手続案内は予約制です。事前に予約をしてください。

※実施日直後や年末は混み合いますので、ご承知おきください。

■その他

ことから	手 続 き
電気、ガス	各契約先に新しい住所をお知らせください。
固定電話、携帯電話	
金融機関の口座等	
生命保険等	
クレジットカード	先方に新しい住所をお知らせください。
勤務先	
学校(市立小中学校以外) 保育園・幼稚園等	
ふるさと納税 (ワンストップ特例制度)	住所変更前にワンストップ特例制度をご利用された方は寄付先の自治体にお問い合わせください。

※このほかにも、住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

※各所への住所変更手続き等を専門家(司法書士等)に依頼した場合、報酬等の費用負担が生じます。